

船橋市身体障害者福祉作業所太陽 送迎サービスの利用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市身体障害者福祉作業所太陽（以下「太陽」という。）に通所する者（以下「通所者」という。）が、太陽が行う送迎サービスを利用することに関し、必要な事項を定める。

(運行対象区域)

第2条 送迎サービスの運行対象区域は、原則として、船橋市内とする。ただし、送迎サービスによって、太陽の運営に支障が生じる場合、または、乗車により通所者の健康状態に影響が考えられる場合は、運行対象区域を制限することができる。

(送迎サービスの運休)

第3条 送迎サービスを運休する場合は、次のとおりとする。

- (1) 船橋市身体障害者福祉作業所条例施行規則（平成5年船橋市規則第71号。以下「規則」という。）第3条に規定する休所日
- (2) 太陽を臨時に休所する場合
- (3) 太陽の年間事業計画に基づく事業等で送迎サービスに使用する車両を使用する場合
- (4) 天災その他やむを得ない事情により安全な運行に支障をきたすおそれがある場合

(利用対象者)

第4条 送迎サービスを利用できる通所者（以下「利用者」という。）は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自家用車がない、または自家用車が送迎に使用できない場合
- (2) 保護者等の就労、病気等により、保護者等による送迎が困難であると認められる場合
- (3) 前2号のほか、特に必要があると認められる場合

(利用の制限)

第5条 利用者が規則第5条各号のいずれかに該当する場合は、送迎サービスを利用することができない。

(利用の申し込み)

第6条 送迎サービスを利用しようとする通所者は、船橋市身体障害者福祉作業所太陽送迎サービス利用申込書に、太陽の所長（以下「所長」という。）が必要と認

める書類を添えて、所長に申し込まなければならない。

(利用変更手続)

第7条 利用者は、第8条により通知した送迎サービスの利用に関し、利用状況の変更が生じ、送迎サービスの利用を変更する場合、船橋市身体障害者福祉作業所太陽送迎サービス利用変更申込書に、所長が必要と認める書類を添えて、所長に申し込まなければならない。

(利用の承認)

第8条 所長は、第6条及び第7条の規定による申し込みがあったときは、第4条の利用対象者に該当するかを精査し、利用の承認等について、船橋市身体障害者福祉作業所太陽送迎サービス利用承認通知書により、当該申込みをした通所者に通知するものとする。

(利用停止手続)

第9条 利用者は、第8条により通知した送迎サービスの利用に関し、利用状況の変更が生じ、送迎サービスの利用を停止する場合、船橋市身体障害者福祉作業所太陽送迎サービス利用停止届を所長に提出しなければならない。

附 則

この基準は令和2年2月1日から施行する。